

Title	クレイステネスの改革に関する一考察
Sub Title	The reforms of Kleisthenes
Author	石田, 恵子(Ishida, Keiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1975
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.4 (1975. 6) ,p.79(431)- 107(459)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Kleisthenes has often regarded as a founder of Athenian Democracy. Some historians have suggested that he sought by his reforms to put an end to regional struggles and to give a blow to the noble forces. Therefore, in his reforms, the democratic side has a tendency to be emphasized. But, did he really intend to break down the noble forces? Surely, he turned to the demes in order to have their support. At first he reorganized the tribes and satisfied their prospect of local self-government in a deme-system. However, according to our evidence, he never touched the Phratries. In the demes, the Phratries and the tribes, he could ensure the excellent position to the nobility. Next, he established the new council of five hundred. Even in this, and then, in the Strategia, the nobility could control the real policy. It seems that Kleisthenes manipulated the demes and created his institution on the compromise with the nobility. In this way, although in the institution he gave equal political rights to all demes, in fact he did the nobility a special favor and ensured their traditional rights. Therefore, we must emphasize the aristocratic side in his reforms. Indeed the nobility was no longer the privileged class, but Athenian Democracy in the fifth century which was founded on by Kleisthenes, reminds us of the control by the nobles in Rome.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19750600-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

クレイステネスの改革に関する一考察

石 田 恵 子

序

前五世紀⁽¹⁾、黄金時代を築いたアテナイ民主政へ、その現実的基盤を与えた人物は Alkmaionidai の Kleisthenes であつた。近年、彼の改革に関する研究がいくつか発表されているが、その改革により貴族勢力⁽²⁾の政治的力は排除され万民同権 *isonomia* が達成されたという主張が一般的であり、改革における民主的側面が強調される傾向にある⁽³⁾。しかしながら、彼の改革において貴族勢力の政治的、法的重要性は排除されたはずであるのに、実際、ペロポネソス戦争勃発当初までアテナイの政治的、軍事的要職に就任していたのは名門出の富裕な貴族たちであつた⁽⁴⁾。ストラテীগス *στρατηγός* の地位は、アテナイに市民権を持つすべての市民に対して開かれていたにもかかわらず、四二五年、非貴族である Kleon がその地位に就くまでほとんどすべて貴族から選出されていたのである⁽⁵⁾。逆に言えばそれ以後、アテナイにおける政治的社会的状況の変化が次第に押し進められていったと言えよう。このような制度と現実のくいちがいを説明する鍵は Thuc VI-39 に記されているアテナゴラスの演説の中に見い出され得るかもしれない⁽⁶⁾。それは次のように伝えられている。「こう言う者もあるう。民主政治は愚劣であり、かつ真の意味での公正を欠く、有産者こそよき政治をおこなうには適任者なのだ。だが、あえて私は言いたい。第一に、民主の民とは国全体の人間を代表するが、貴族政治は一部を代表する

ものにすぎない。第二に、国庫の財を守る番人としては有産者にまさる者はないが、協議立案の場においてすぐれたるは知性の人々であり、さらにまた、事情を聞き適否を判断する場合には民衆の知恵にまさるものはない。民主主義はこれらの個々の立場を認め、また全体の中に共存させ、各々に平等の権利を与えているのだ。(7)「ここにみえる民主主義の概念が Kleisthenes の改革の精神と一致するものであればそれは五世紀においても保持され、制度と現実のくいちがいの謎を解く手がかりを与えてくれるものと考えられる。

実際、アテナイ盛時の民主政内部にみられる貴族主義的要素というものは、しばしばアテナイ人の保守主義として片づけられる。(8) だが、その点にこそアテナイ民主政の支柱の一端がみられるのではあるまいか。特権的身分階級としての貴族が消滅した後のアテナイにおいてもその政治的指導者が貴族によって占められたという事実こそアテナイ民主政の本質的なものの表出であり、そのような基盤はかの Kleisthenes の改革において見い出され得るのではあるまいか。そしてそのような彼の改革の精神、遺産は、Ephialtes, Perikles の、より過激な改革にもかかわらず、脈々とその息吹きをその後に伝えていたのではあるまいか。

本稿は、Kleisthenes の改革に関する研究の成果を参照しつつ、彼の改革の個々の面に焦点をあてながら、改革の意図を探り、さらに、ペロポネソス戦争に到るまでのアテナイ盛時の民主政の流れの中で、彼の改革の成した意義をわずかなりと照らし出そうとするものである。

注

示した()内の記号による。

(1) 本論は一九七四年三月修士論文として提出したものの一部である。
A. P. = アリストテレス『アテナイ人の国制』訳文は村川堅太郎訳『アリストテレス全集』第十七巻、岩波書店、一九七二年)

なお本文中の年代はすべて紀元前とし、省略記号は次の通りである。これ以外の略号使用の際は最初に引用した所において Beloch = K. J. Beloch, Griechische Geschichte; Stras-

burg 2ed, 1912-17

Bengtson=Griechische Geschichte, München. 3ed. 1965
Bury=J. B. Bury, History of Greece, 3ed. London 1959
BS.=G. Busolt-H. Swoboda, Griechische Staatskunde, München, 1920-26.

Grote=G. Grote, A History of Greece, From the Time of Solon to 403 BC. edited by J. M. Mitchell and M. O. B. Caspari, London, 1907

Hdt.=Herodotos, Historiae [松平千秋訳くローマンス『歴史』岩波文庫、昭和四十年]

Hignett=C. Hignett, A History of the Athenian Constitution, to the end of the fifth century B. C. Oxford, 1952

I. G.=Inscriptiones Graecae, Berlin, 1873-
RE=Pauly-Wissowa-Kroll, Real-Enzyklopädie der Klassischen Altertumswissenschaft, 1894-

Thuc.=Thucydides, Historiae [久保正彰訳「トゥーキヂデース『戦史』岩波文庫昭45」]

Wade-Gery=H. T. Wade-Gery 諸論文の引用頁数は彼の論文集 Essays in Greek History, Oxford 1958, に於ける。

(2) 本文におおし用うる「貴族」の語は γένη, εὐπατριδαι 同義語とせる。この γένηは εὐπατριδαι 同義の見解をとる者には Toepffer (Affische Genealogie, 1889), Francotte

クレイステネスの改革に関する一考察

(La Polis Grecque, 1907) BS (p. 772, n. 2), Ed. Meyer, Hignett 轉載する。

この校訂本は Wade-Gery (p. 86-115) cf Wilamowitz-Möhlendorf, Staat und Gesellschaft, 74ff (3) この γένηは本義を以てするにせよ Grote (p. 56-90) BS

868, Hignett p. 156-157, Bury (p. 211-215), Bengtson (p. 131-134) Ehrenberg, V, "Neugründer des Staates" Historia, 1950, 515ff, (Ehrenberg) Wüst, F. R., Historia VI 1957, 176-91ff.

一方 Wade-Gery (p. 135-154) は改革はなるに二面性や宗教的構造と世俗的構造の差置を以てするものと後者への政治的權力の移行を主張する。最近の論文は Sealey, R. "Regionalism in Archaic Athens" Historia IX, 1960 172ff (Sealey) 及び 論著の範圍は Alkmaionidai の時限に於ては city-aristocracy の變遷を論じている。Lewis, D. M. "Cleisthenes and Attica" Historia XII, 1963 22-40ff (Lewis) により、この「祭祀を興へし」の校訂の打破は成したとせる。

(4) Kienast, D. "Die Innenpolitische Entwicklung Athens im 6. Jahrhundert und Die Reformen von 508" Historische Zeitschrift Bd. 200, 1965, 277. 280ff (Kienast) この他改革による貴族勢力打破に対して疑問を抱くものとして Ed. Meyer, Geschichte des Altertums III², Stutt-

gart, 1954, p. 743, 748, Beloch, I, p. 329 (vgl. p. 169-170)

(6) Hignett p. 156

(5) Beloch II, p. 162 またこれと同じ時期 Syrakus によ

(7) 傍点は筆者による。

ても全く同様の状況があったことが知られる。Diod. XIII 91

(8) Francotte, H. op. cit. p. 80.

-5

一、六世紀のアッティカ

まず、六世紀のアッティカに目を向けなくてはならない。当時、貴族と平民との党争の激化に伴い、調停者として権限を認められた Solon の政治的、経済的改革は、貴族平民双方にとって不満足に終わった。政治上では、農産物の年収量によって規整される財産評価政体 *timokratia* が採用されたが、土地所有貴族にとってこれまでの貴族支配の体制は、原理上の否定にもかかわらず、大きな打撃を被るものではなかった。⁽¹⁾ また、経済上では「負債の帳消し」が断行され、この政策が債権者であった貴族に経済上の打撃を与えたことは否めない事実であるが、土地の再分配を強く要求していた下層農民にとっては不十分であった。⁽²⁾ 従って、政治上の主権の、貴族から平民への移行は未だ実現遠く、アルコン職をめぐる闘争は止むことを知らなかった。⁽³⁾

Solon 以後の混沌とした社会状況の中から、Peisistratos 治下のアテナイにみるような民衆の生活安定が実現したとなれば、そこにはいかなる改善策が施行されたのであろうか。AP. 16-3, 4 にみられる Peisistratos の勸農政策からみてそこには Solon の改革に不満足であった人々への土地の再分配を想定せねばならなくなる。ところが、土地の再分配を伝えた史料は何も存しない。⁽⁴⁾ 従来、Hdt. I-64, 3 の伝えから、逃亡貴族の所有地が没収され、それらが土地を持たない貧農たちに分け与えられたのだらうと推定されてきたが、⁽⁵⁾ 最近発見されたアルコンリストとみられる碑文との関係から再考の

必要が生まれてきた⁽⁶⁾。この碑文によればこれまで僭主の政敵とみなされていた Alkmaionidai, Philaidai とも協調がなされてきたことになる⁽⁷⁾。しかし、アルコンリストに記された事実と Herodotos の伝えとは矛盾するものではない。すなわち、僭主一族と逃亡貴族たちとの関係は、常に敵対的であったわけではなく、ある時期には妥協が成立していたと考えられるからである⁽⁸⁾。実際僭主制下に、その積極的な支持者であるか消極的な支持者であるかにかかわらず、アッティカに留まった貴族たちも少なくなかったことが知られているように、僭主と他の貴族たちとの関係は敵対的というよりむしろ妥協の上に成り立ち、たとえ逃亡貴族が存在したとしてもその数が多かったとは思えず⁽⁹⁾、それ故彼らから没収した土地があったにせよ貧農たちすべての要求を満足させたとはいえない。また、AP-16 に記される Peisistratos の一連の政策から知る限り、彼の目的は貴族に対してその不当な特権乱用を阻止することであり、貴族個人の私有地の没収、それによる貧農への土地の再分配という状況を想起させるものは何もないと言える⁽¹¹⁾。そこで、彼の強力な支持者層であった貧農へ分配された土地がいかなるものであったかという問題は依然として明らかではないが⁽¹²⁾、それは、貴族の私有地没収によつては行なわれず、貴族の共有地私有化の特権乱用阻止という形において行なわれたとされる岩田氏の見解が大変興味深い⁽¹³⁾。史料的な確証を得られない問題であるのであくまで推論の域を出ないものではあるが、Peisistratos の一連の政策から判断する限り、このように考えることが一番納得のいくものではなからうか。

僭主一族は Solon 以来の既存の法や官職を変更することなく統治し⁽¹⁴⁾、ただ、民衆の支持に依存する必要上、貴族と平民の権利の均等化政策を実施した⁽¹⁵⁾。そこにおいて、ローマのパトリキにみられるような特権階級としての貴族は影をひそめていったが⁽¹⁶⁾、地域的勢力の破壊までには到らなかつたと思われる。彼らは僭主制転覆後再び政治上重要な役割を果たすだけの力を備えていたのである。しかし同時に、Peisistratos 治下に民衆の地位は多かれ少なかれ実質的に向上し、その意味において僭主制は Kleisthenes の民主政に対する基盤を準備したと言える。

註

- (1) timokratia については AP. 7-3, 4, Plut. Solon 18-1 (vgl. BS 821) アルコン職に対する貴族の独占は廃されたが資格を有するのは第一級に限られていた (BS 887, Schoeffer, "Archontes", RE II Sp. 574) ので既存の社会体制に大きな変更を与えたとは考えられない。
- (2) Hignett p. 106.
- 清永昭次「貴族政の発展と僭主政の出現」(一) 国制推転のダイナミズム 『世界歴史』 古代 1、岩波書店一九六九年四十七頁。また Solon は土地の再分配は拒否した。— AP. 12-3, Solon, fr. 23 v 20-21.
- (3) AP. 13-1~3 vgl Kienast, 267ff, Wade Gerry p. 102.
- (4) Hammond, N. G. L., A History of Greece, 1959, p. 182-18. 若田拓郎「ギリシアの土地制度理解のための一試論」『古代史講座』八巻、学生社、五〇頁。cf. Lewis, p. 37 and n. 136.
- (5) Hignett p. 115, cf. BS 864 and n. 1
- (6) Meritt, B. D. Hesperia 8 (1939) S. 59ff.
- Pierre Lévêque et P. Vidal-Naquet, "Clisthène L' Athénien", Annales Littéraires de l'Université de Besançon, vol. 65, Paris, 1964, p. 37. ノーリスとヒセ [K] *νεγ-sançon*, vol. 65, Paris, 1964, p. 37. ノーリスとヒセ [K] *νεγ-cōēp* [525/4, [M] *ἀτριάδες* 524/3 などを参照。これはアルコンに与えられた権限のことで Bradeen, Meritt, Meiggs, などは反対する。J. W. Alexander "Was Cleisthenes an Athenian Archon?" *Class. Jour. LIV* (1958/9) p. 307-314 があるが、ノーリスはアルコン説を採用する。Kleisthenes は Hippias 治下のアルコンを再任命したのである。
- (7) Picknell, P. J., "The Exile of the Alkmeonidai during the Peisistratid Tyranny" *Historia XIX* 1970, p. 129ff せ Alkmaionidai と僭主側との和解の時代があったことを推測している。
- (8) Alkmaionidai の任命を伝える史料としては Hdt. I-64, V-62, VI-123 があるが、「アルクメオン一家一族は独裁治下の間中国外に逃亡した。」と伝える (Hdt VI-123) のみは疑わしいと言える。
- (9) 僭主制のアッティカに留まっていた貴族のことを伝える史料—Hdt VI-103 (Kimón ex.) Hdt. V-66 (Isagoras), などの例については AP. 16-9, 20-1, 18-4, Andok. II-26.
- (10) 三浦一郎「キクロンとペイストラトス」『古代史講座』十一、学生社、一九六三年、一一三頁。
- (11) Vgl. AP. 16-9.
- (12) Hdt. V-94 に記されているように、国外へ土地を求めたことも一つの方法であったとみられるが、決定的な解決策であったとは言えないだろう。
- (13) 若田拓郎、前掲書五〇—五一頁。
- しかしその際、すでに貴族によって私有地化されていた共有

地があれば、それは没収され分配の対象となった可能性もある。
う。

(14) Hdt. i-59. 6, AP. 16, 22. しかし官職は僭主一族により独占せられた—Thuc. VI-54.

vgl. Schachermeyer, F. "Peisistratos" RE SP. 174ff.

(15) Hignett p. 123. しかし Hignett のように貴族たちの地

域的勢力が打破されたとする見解は受け入れられない。

(16) Eupatridai の官職独占が廃されたという意味あいにおいては原理上、貴族による政權独占は消滅した。—cf. Wade-Gery p. 104. しかし、その後のアルコンリスト参照—Beloch¹ p. 169-170

11 Kleisthenes と民衆の提携

デルフォイの神託を利用することにより僭主一族の制圧を果たした Kleisthenes は、⁽¹⁾新しい政敵として現われた Isagoras⁽²⁾との抗争に勝利を得る為にはいかなる手段を用いたのか。彼の画期的な方向転換は、Isagoras が五〇八／七年アルコンに就任した時に始まる。彼は「以前には齒牙にもかけなかつた平民をこの時になって完全に自派に引き入れた。『*Ἀθηναίων δήμου πρότερον ἀνωμένον τότε πάντως πρὸς τῆν ἑαυτοῦ μοῖραν προσεθήκατο.*』」(Hdt. V-69, 2) このように民衆が彼と結びついたのは一つには Isagoras という共通の敵を得た為であり、もう一つには、彼が民会に差し出した提案が彼等の要求に見合ったものであったからだろう。⁽⁴⁾ Kleisthenes は、『*προστάντης τοῦ δήμου*』としての地位を決定的なものとした。⁽⁵⁾そして彼が民会において提案し民衆の支持を受けた改革案が実行に移されたのは、『Wade-Gery の説くように、Isagoras と Kleomenes 等が国外に退去せられ Kleisthenes と七百家族が召還された後と考えるのが一番無理がない。⁽⁶⁾

このような経過を目のあたりにし、⁽⁷⁾ Kleisthenes に敵対する理由を持たなかつた貴族達は、民衆を味方に引き入れることがいかに有利であるかを悟り、そこで、彼ら自身の生活基盤が脅かされない限り、彼の提案した制度改革を受け入れ、

ある意味で自分たち自身の利益の為にそれを利用してしようとしたとも考えられる。Kleisthenes の側においても、民衆との提携はあくまで Isagoras との抗争に勝利を得る為の一つの手段であり、本来民主的的改革を意図していたわけではなかったと思われる。そのことが、彼の改革において民主的なる側面と、貴族主義的なる側面とが共存する所以ではないだろうか。彼が真に恐れたのは、再び貴族間の血縁的地域的結合が党派抗争に発展し、僭主一族のような強力な政敵があらわれ、そしてそのような者たちが民衆の支持を得ることであつたらう。そこで彼は民衆の要求をできるだけ満足させるような方法で改革を進め、同時に彼を支持する貴族たちに決定的な打撃を加えようとはしなかったのではなからうか。それ故、彼の実施した諸改革の内容を吟味しつつそこにおいて貴族、民衆の各々の立場がいかなるものであつたかを考察することにする。

註

- (1) Hdt. V-62~65, AP 19-3, 4.
- (2) Hdt. V-62, 65, V-66, AP. 20-1.
Sealey (p. 172) は彼を *ἄριστος* Brauron 出身の Philaidai に属する者であると云つて居る。
Aristoteles は彼を「僭主の友」とみなして居るがこれを否認する者として Beloch (I, 400, 2) Wilamowitz (Aristoteles und Athen II. 76, 6), Wade-Gery (p. 139 and n. 1) 等がある。彼は「僭主の友」を装って民衆の支持を得ていた寡頭派的立場の人物とみられる。
- (3) *ὄψιμος* が Kleisthenes により拒否されていたと解釈される。vgl. Kienast 271ff, n. 1.
- (4) 彼らの要求とは参政権獲得に対する要求であつた。vgl. Hdt. V-66, AP. 20-1 (*ἀποδοῦν τὴν πολιτείαν τοῖς πολίταις*) cf. Wade-Gery p. 147, n. 1.
- (5) AP 20-4.
- (6) Wade-Gery p. 139-143. 彼は *ἄριστος* Hdt. V AP. の叙述を比較検討して、この問題を次のように結論して居る。
Kleisthenes の提案は AP 21-1 が伝えるように Isagoras のアルコンの年(五〇八/七年)に Kleisthenes が一市民として提案し、民会、評議会によつて正当に認められた Psephis-mata であり、この法案が実施に移されたのは Isagoras と Kleomenes 等の追放の後であるとみる。この見解を受け入れる者—Hignett (p. 126-7, p. 331, 393), T. J. Cadoux, JHS

LXVIII (1948) p. 114 n. 248, Knight, P. W., "Some studies in Athenian Politics in the fifth century B. C." *Historia Einzelschriften* 13 (1970) S. 19f.

これに對し Ed. Meyer (*Geschichte des Altertums* III 740) は Isagoras は Kleomenes の侵入後アルコン職に就したと、Sealey (175-177H) は改革の年代を五〇二—一年と
f. n. g.

Isagoras が廢止した *Boule* (Hdt. V. 71~

73) を四百人評議會とする者—Wade-Gery, Wilamowitz etc. 五百人評議會とする者—Busolt, Beloch, Kienast etc.

Hignett はクレイステネスのコンス會議とみる cf. Sealey p. 160 and n. 35 ここでは Wade-Gery に従い四百人評議會とみる。

(7) Hignett p. 177.

三、新部族制改革の内容

(一) 区 *δῆμος*

(a) 区

新部族制度の基礎は区デーモスに置かれた。このような区の存在は Kleisthenes 以前にも認められたが、⁽¹⁾それらは地方の区に限られていたようである。彼は地方の区に関しては、既存の「村落」をそのまま新部族制に利用し、⁽²⁾それらに自治的機能を与えてその自主性を尊重する立場をとった。⁽³⁾彼の設置した区はその性格上大きく分けて、a、地方の区⁽⁴⁾とb、市域の区⁽⁵⁾の二つに分けられるように思う。aは、彼が民衆に対する公約を守る為に既存の村落に国制の基本的単位としての自治的機能を与えた言わば「自然の《民衆の為の》区」であり、それに対してbは、彼自身の側の勢力維持にとって不可欠な重要な役割を演ずる「人為的な区」であったと言えよう。⁽⁶⁾「市域」には、その区の名称をみても、父祖の名から *αἰὸν κτήματα* とられたものが集中していたが、⁽⁷⁾アテナイでは古くから、市域に住む者 *αἰὸν* 支配者層という觀念が支配的であったように、貴族、富裕者は市域に住むのが常であった。⁽⁸⁾Solonにより、市域の住民と地方の住民は国法に関する限

り平等なものとしたが、⁽⁹⁾ Kleisthenes は、この市域と地方の混合をより効果的な方法で行なった。すなわち市域の区を十部族に各々割り当てたのであった。⁽¹⁰⁾ この処置は一般に、貴族勢力の地盤である市域をバラバラにすることにより、貴族の地域的な党派形成の阻止を意図したものと説明されている。⁽¹¹⁾ これに反論するものではないが、一つ見落とせない点がある。というのは、こういった説明は地図の上のものであり、その制度が実施された場合の現実とは必ずしも一致するものとは思えないからである。すなわち、市域の区をバラバラに各部族に割り当てたことは貴族個々人の政治的権利―民会・部族会における発言力・指導力というものまでも奪い取るものではなかったと考えられる。⁽¹²⁾ というのも、各部族会・民会は市域で開催され市域に居住する貴族たちはそこにおいて指導的役割を演ずるといふ個人的権利を維持したと言えるからである。⁽¹³⁾

一方、彼は民衆への公約を果たす為に、AP-42, 1 に記されたように、⁽¹⁴⁾ 彼らを κηστιαρχικόν τριφυλίον に登録させることによって自治への足がかりを与え、それを市民権の公的な基準とした。⁽¹⁴⁾ 区民の成員資格認定を含めて区に関するすべての重要事項についての最終決定は区民から成る区会に委ねられ、それは各区において開かれた。⁽¹⁵⁾

このように国制参与への根本的条件である市民資格の認定はまったく区の自主的な決定に任せられていたと共に、⁽¹⁶⁾ 区は国制の基本的単位として軍事、祭儀等の面でも国家に寄与する所が大きかった。⁽¹⁷⁾ 彼の設置した区制度は民衆の自治的欲求を満足させるに足るものであったと言わなくてはなるまい。⁽¹⁸⁾ 彼は民衆の政治的欲求の流れに逆らわず、既存の村落の内部構成に何ら変革を加えることなくそれに新しく行政的機能を与えた。⁽¹⁹⁾ 彼は民衆の側に立って区制度を設置し、これ以後区の所属を世襲とすることによって、新部族制度に対する軍事的、政治的永続性への保証を与えたのであった。

(b) 区とフラトリア

区制度の設置により明らかに過去における貴族の政治上の独占は制度上打ち砕かれることになったが、区会開催にあつた

って、より経験豊富な土地所有貴族が人々の自治達成への努力を支えていたであろうことは推測できる。⁽²⁰⁾

その改革において、常に民衆、貴族、双方の立場を認めることを怠らなかつた Kleisthenes は、民衆に対するこの区制度設置に対応しようどのような処置を貴族の側に認めたのだろう。AP 21-6 には次のように伝えられている。「彼 (Kleisthenes) は各人に、氏族とかフラトリアにに所属しまたそこで神官職に就くことを父祖伝来の制度に存続させることを認めた。 *tà dè réum kai tās ppatrias kai tās lepothias eīasev êxew êkátous katà tà tátria*」

このように氏族とフラトリアの存続が認められたことは、一般に、彼が旧四部族を廃さず宗教的機能を残したことと同様に、その宗教的側面が強調される傾向にある。⁽²¹⁾ だが、Kleisthenes 以前においてもフラトリアの果たした役割は単に宗教的なものに限らず、⁽²²⁾ 古典期アッティカにおいても *κοινὸν τοῦλαρχεῖον* への登録は、相続権主張の正当性に対する証明⁽²³⁾ として、また婚姻登録の役割も果たしたことが知られている。⁽²⁴⁾ フラトリアへの登録と市民権との関係は、フラトリアへの承認が、必ずしも Hignett の説くように、⁽²⁵⁾ 市民権賦与の際の付随物であったとは言いきれないようである。むしろ市民の間に慣習的に備わった「事実上」の問題であったと言える。⁽²⁶⁾ しかしまた、市民権資格の疑わしい者はフラトリアから削除されたり、入籍を拒否された例も見い出される。⁽²⁷⁾ つまりフラトリアへの登録と市民権との関係は国家が法的に定めたものではなく、従って市民資格認定の為の絶対条件ではありえなかったが、少なくとも必要条件であったことが認められるだろう。区への登録とフラトリアへの登録の両方が備わってはじめて市民生活を円滑に行なうことができたと考えられる。それ故、区への登録が市民資格認定という言わば「公法上の権利」の確認とすると、フラトリアへの登録の効果は言わば「民法上の権利」の確認とみなせるだろう。⁽²⁸⁾ 従って Kleisthenes 以後、区とフラトリアという二重構造がアテナイ人の市民生活にとって不可欠なものとなったのである。

AP 21-6 においては、フラトリア自体の数を増やしたか、またその性格を変革したかについては何も触れられていな

い。しかし、Pol. 1319¹⁹ における *gulai te... kai spartoiar* に対する Wade-Gery の解釈⁽³⁶⁾—部族が改編されたのはアテナイにおいてであり、フラトリアが増やされたのはキュレーネの場合をさす—という解釈は AP 21-6 との関連からみても妥当と思われる。すなわち Kleisthenes は決して従来のフラトリアに手を加えることなく、つまりこれまでのアテナイ人の人的結合を変更することなく、その軍事的政治的機能を区へ移したのであった。原理的にはここでフラトリアは政治的軍事的重要性を失い、単に宗教的役割のみを果たす団体となるのであるが、実際には先に見たように、フラトリアへの登録は古典期においても区への登録と対等のものとみなせる。⁽³¹⁾

五世紀後半までみられる制度と現実のくいちがい—政治的指導権における貴族の優位という現実を説明する鍵は案外このような点にも見い出せるのかもしれない。つまり、フラトリア内部における貴族と平民の関係で、貴族の立場が維持されていたのではなからうか。フラトリア内部における貴族の優位は、とくにフラトリア入会に際する手続きにおいて明確である。Philochoros F. 35⁽³²⁾ における条項によってフラトリア入会に対する貴族の不当な権力行使は阻止されるようになる。入会に際して貴族も平民も原理上同等の立場に立つはずであった。しかしながらフラトリア内部において氏族構成員と他のフラリア成員が明瞭に区別される例が見い出される。⁽³³⁾ そこで、フラトリア内部における貴族の優越は単に宗教上の特権⁽³⁴⁾に限らず、フラトリアへの承認⁽³⁵⁾に際しても、そしてさらに市民の私的生活の面にまでも影響を与えたと思われる。

Kleisthenes の改革以前に同一氏族構成員がアッティカ各地に散在していた事實は通常説かれている所であるが、⁽³⁶⁾異なる区に割当てられた後もフラトリアという人的結合団体において市民生活における卓越した立場をとり続けたと考えられる。⁽³⁷⁾ そこで、AP 21-6 に立ち返るなら、これは明らかに貴族の側に立った処置とみなせるのではなからうか。彼は区の設置によって民衆の政治的権利を拡大し、その意味においては貴族の従来の政治的権利を減じたにはちがいないが、彼らに直接打撃を与えるような政策—たとえば、四一二年 Samos において民主政が勝利をおさめた時、貴族階級が徹底的に

再編成されたような政策はどこにも読みとれない。そして、フラトリアの存続を認めたことにより、これ以後、各々構成原理を異にするフラトリアと区という二重構造が、アテナイ人の生活と密接なかかわりをもつようになった。⁽³⁹⁾ Kleisthenesはその政策において常に貴族、民衆各々の立場を認めたが、民衆に対しては「区制度の設置」により彼らの自治的欲求を十分に満足させる一方、貴族に対しては「氏族、フラトリアの存続承認」という処置によって、単に宗教上の役割のみではなく市民生活上の指導的役割を残し、また地方の区、市域の区の両方においても事実上、政治上の指導的役割を残した。それ故貴族たちも不満を抱きながらも改革を受け入れたのであろうと推測される。

(二) トリッテュス τριττύς

トリッテュスについてはその地図上の変則的な形がどのような意図からつくられたものか、⁽⁴⁰⁾ また各部族への帰属方法などについて問題があるが、⁽⁴¹⁾ Kleisthenesにとってトリッテュスは部族組織を構成する為の一つの「つなぎ」であり、国制の基本単位として自治権を与えた区を基礎に、さらに部族組織を通じて国政への参与の道を開く為の予備的作業、それがすなわちほぼ人口の等しいトリッテュスを作ることではなかったかと考えられる。⁽⁴²⁾ それ故、彼の関心はトリッテュスよりもむしろ区と部族の方であったと言えよう。

(三) 部族 φύλη

(a) 新部族組織の特殊性

部族改編の例は他のポリスにも見られるが、⁽⁴³⁾ Kleisthenesの部族制改革の特殊性は、各部族を三つの異なった地域から構成した点にある。⁽⁴⁴⁾ このような構成は、Sealeyによって強調されているようなアッティカの地理的要因に根ざすものと考えられる。⁽⁴⁵⁾ 改革の意図が、地域的な党派形成を阻止する点にあることはよく主張されているが、⁽⁴⁶⁾ しかしその際、それは単に貴族に対する予防措置を示すのみでなく、民衆に対しても同様のことが言えるのではあるまいか。つまり、新部族組

織は Kleisthenes の、貴族、一般民衆双方の地域的結合に対する懸念から考案された組織であると言えると思う。⁽⁴⁷⁾

彼が改革案を提出した時期における国政の政治的重要機関は四百人評議会でありこれは旧部族を基盤としていた。⁽⁴⁸⁾ そこで彼にとっては国政運営上そのような政治的機関を変革することが必要であった。しかしその際、彼は旧四部族に基づく政治的権利をまったく廃止するという方向をとらずに、それらを新部族組織の中へ移行するという形をとった。換言すれば、Solon の改革にもかかわらずほとんど貴族に独占されていた政治的権利を、⁽⁴⁹⁾ 貴族と民衆双方に平等に開放したのであった。これは貴族にとっては明らかに民衆への譲歩であり、自らの側の地位の下落に他ならなかっただろうが、彼らも Kleisthenes と民衆との提携を目撃し、また民衆の力の成長にも気づいていたので、自らの生活の基盤が脅かされない限り新部族組織の制定に妥協したと思われる。⁽⁵⁰⁾ ここにおいて原理上、すべての市民が平等に国政へ参与する道を獲得したことになる。だがここで一つだけ見落とせない事実がある。それは、新部族の各々がすべて市域のトリッテュスを含んでいたことである。⁽⁵¹⁾ 市域全体が Kleisthenes の積極的支持者層から成っていたとは考えられないが、彼の卓越した地位というものは、市域にいまだ勢力を保持していた貴族たちとの妥協の上に成立していたとは考えられないだろうか。新部族の各部族会がどの程度の権力を有していたかは明らかではないが⁽⁵²⁾ 旧部族の政治的特権損失によって痛手を被った貴族たちは、部族会や民会において再び国政への参与の道を見出し得たのである。実際、改革以後古典期においても、民会における動議提出者の多くは富裕な貴族たちであったことが知られている。⁽⁵³⁾ 同時に、民会がアテナイ市で開かれることによりアテナイ市は行政の中心地としての役割を維持し、⁽⁵⁴⁾ その周辺に本拠を持つ貴族たちは、部族会におけると同様、民会における指導的役割を維持したと考えられる。

(b) 新部族組織の目的

このような新部族制度設置の理由として、⁽⁵⁵⁾ AP. 21-2 には次のように記されている。「まず第一に全人民を四つの部族の

かわりに十の部族に分けた。これは以前より多数の人々が参政権に与り得るために人々を混淆しようとしたからだった。⁽⁵⁶⁾
ἑκάστης τῆς τετραρίας といふ語が Kleisthenes の意図を体現していると考えられるが、⁽⁵⁷⁾ その際の対象は、貴族、平民すべてのアテナイ人であつたらう。Aristoteles は彼の意図に対する明確な理由を与えてくれないが、少なくとも彼は「地域的利害によって結びつく地域的結合団体同士の抗争を避ける為に」人々を混淆しようとしたのだとは言えるだろう。

Kleisthenes の部族制改革は、民衆に対しては制度上貴族の特権を廃し、民衆主権への足がかりを与える大きな譲歩を示したが、一方貴族に対しては、民衆の支持を得ることのいかに重要であるかを自ら体現することにより、民衆に対する譲歩の承認を得ながら、貴族たちの生活基盤を脅かすことなく旧部族を基礎にした政治的権力を排除しながらも、それを新部族制度の中へ目に見えない形で事実上移行させた。その上彼は、自らの政権維持の為に彼の改革の中でも最も特徴的な、三つの異なった地域より成る部族構成を考案した。それは貴族、民衆双方に対する彼らの勢力増長、地域的党派抗争への防壁であつた。通例、新部族制改革は貴族に対抗するものとして解釈され、彼の達成した *ισοπολιτεία* も民衆の側に立つものとして、その民主的精神を大きく評価されがちであるが、⁽⁵⁸⁾ 彼は巧妙に貴族、民衆双方の支持をつなぎとめる術を心得ていたと言え、彼の制度の中にみられる貴族の側に立つ措置の比重をもっと強調する必要があるのではないかと考えられる。⁽⁵⁹⁾

註

(1) Hdt. I-60, 4-5, I-62, IX-73. AP 16-5. vgl. Thuc. II-19,

2.

(2) BS 872-73, Hignett p. 135-136.

(3) BS 971-972, cf. IG II² 334, Dem. XLIV-37.

岩田拓郎「アテナイ人の『戸籍登録』に就いて」『西洋古典

学研究』X(一九六二年)七二頁—氏はそこにおいて区の市民権審査の権威性に対しては国家は関与するところではなく区の自治が尊重されていたと主張している。

- (4) *καρὰ δία, μεσὸς γένος* に含まれる区を指す。
- (5) *ἀστὴ* に属する区を指す。
- (6) Hignett p.135.
- (7) BS 955, Lewis p.26 cf Kienast 280ff, BS 142-144.
- (8) BS 778, n.4, 878.
- (9) BS 878.
- (10) Grote p.63 の主張するところ、この部族も隣接した区のみでつくられたのではなく重疊でもあった。
- (11) Bengtson (p.132), BS (878) Bury (P.211), Hignett (p.156), Wade-Gery (p.148, 151).
- (12) Sealey p.173. トミンクス・ウナーバー「古代社会経済史」(Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Sozial und Wirtschaftsgeschichte, Tübingen 1924) (東洋経済新報社、昭和四四年) 已削達、渡辺金一共訳、二四七頁。
- (13) Sealey p.173.
- (14) 所屬区は世襲とされた—BS 875, and n.2, Hignett p.136. また父称による呼び方が改められ *demotikon* が使用されるようになったが (AP 21-4) 強制的に義務づけられたわけではなく *δῆμος*。cf. Hignett p.139, AP 63-4.
- (15) Hignett p.136.
- (16) 岩田拓郎、前掲論文六六頁註九参照。
- (17) BS 972; vgl. 533, 969. 軍事的義務については Lys, XVI-14, Isaïos, II-42. 国家祭儀に関しては Dem. XLI-37, IG II² 334.
- (18) 区の自治権の強さを示すのは岩田氏前掲論文七〇、七二頁。それを例証するものとして BS 299, 971, cf. IG II² 1156, 1173. etc.
- (19) Kienast 279ff.
- (20) Kienast 280ff.
- (21) このちがな立場をとるものとして Hignett p.143. Wade-Gery p.150-151.
- (22) 市民資格認定が区への登録によって決定される以前はゼンテリニアへの登録がその役割を果たした。vgl. Hignett p.55-67. cf. Ruschenbusch, E., "ΦΟΝΟΣ" Historia IX 1960 129-154ff.
- (23) 岩田拓郎「古典期アッティカのデーモストフマトリア」『史学雑誌』七一、一九六二年、二、七頁参照。Dem. XXXIX-5, 21, [Dem.] XL-34. Isaïos II-14, 16. Isaïos VII-1, 27, 28. etc.
- (24) BS 960 and n.5.
- (25) Hignett p.140.
- (26) 五世紀後半においてフラトリアへの承認が、市民権賦与の際に明記されているものの例—IG I² 110, II 15-17, 二世紀中

頃の碑文例—IG II² 980, 982, 981. 一方、三九四／三年の碑文でフラトリアの件を欠くものの例—SEG XVI 42.

(27) Isaios III-37. VI-21~22, (Dem.) LIX 55, 59.

(28) 岩田氏前掲論文二—三頁引用の Gernet によって用いられた “droit public”, “droit civil” に対する訳語による。なお氏によればフラトリアの性格をめぐって説は三つに分かれており、

① 宗教的役割のみを強調し登録の効果を見捨てるもの (Beauchet)

② 古典期におけるフラトリアの残存は単に貴族制国家の遺制としてその効力を否定するもの (Williamowitz, Latte,)

③ 古典期におけるフラトリアは市民権認定に機能的な役割をもち、原則的には全市民を含んで、区とフラトリアへの登録兩者とも密接不可分な関係にあったとするもの (BS, Kahrsfeldt,)

③の立場が最も古典期の実態をよく把握していると思われるのでここではこの見解に従う。

(29) 史料としては AP fr. 3 (cf 21-6) と Arist. pol 1319b があるが総数については決め手がなからず。

(30) Wade-Gery p. 150-151.

この見解を受け入れるもの—Hignett, p. 144. BS 879. Oliver, J. H. “Reforms of Cleisthenes” Historia IX 1960. 504-505. (Oliver)

クレイステネスの改革に関する一考察

(31) BS 958-959 (cf. 145-149, 263, 879-880)

149 Hignett (p. 144-145), Wade-Gery (p. 150-151), Oliver (505ff) と Kleisthenes がフラトリア制に手を加えなかったとしながらも彼の制度における区の重要性のみが強調されている。

(32) テキスト番号は Jacoby F. G. H. に従う。この法はフラトリアの成員に対して *boyōthes* も、氏族に属する者と同様にフラトリアに認めるよう義務づけたものとみられ、国家の法とみなるのが定説的見解である。—Jacoby op. cit. III 6, 1. (1954) p. 320-323. 年代については Solon の改革時とするもの (Wade-Gery p. 152) と Kleisthenes の時期とするもの (Hignett p. 390-391, BS. 252 cf. 880) がある。

(33) フラトリアへの承認は入会志願者の父親が氏族に属する場合に同時に氏族への承認を意味したが (BS 962), たとえば Britidai に属する氏族の成員は自分の息子をフラトリアへ入会させる場合にはまず彼を Britidai へ紹介しその後フラトリアへの採用決定がなされ *eis tous phōtrepas... kai eis tous boyōthes* へ承認された。—(Dem.) LIX 59. このほか他の例—Isaios VII 13, 16, 17, 26, 43 (*kai eis tous yevhōtas kai eis tous phōtrepas*) cf. Dem LVII, 24, 67.

(34) AP 55-3, BS 956-957 cf. Aischines ii 147.

(35) 古典期アテナイカのフラトリアの成員登録方法及びその構成を示す唯一の碑文史料は Demotionidai 碑文 (IG II²

(四四七)

九五

1237)であるが問題点が多くここでは立ち入れない。これについて
 については Wade-Gery p. 116-134.

ここから知られる限りでは四世紀前半に到って氏族 Demotionidai の特権的地位が失なわれたのであるが、逆に言えばそれまで古典期を通じてフラトリア内部において氏族が優位を占めていたことがわかる。

(39) Hignett p. 61-67, 315-316, BS 875. 同一フラトリア成員が異なる区に属する例—BS 880, Isaios VI 10, [Dem] LIX 61.

(37) Oxford Classical Dictionary, γένος 項 [461]—Caddoux, T. J. 氏族の名称が区の名前に与えられていた例も多い—BS 955, AP 21-5.

(38) Thuc. VIII-21, cf. Hignett p. 66, BS 260.

(36) BS 958—フラトリアと区との間には四世紀におもむろに広汎な関係があったことが主張されている。

(40) Lewis p. 35-36. —はトリッテュスについて新しい問題を提起している。

(41) AP 21-4 “ἐκλήσεις τρεῖς (τριπλῆς) εἰς τὴν φωνὴν ἐκαστοῦ ὅπως ἐκάστη μετέχῃ πάντων τῶν τόνων”

Eliot, C. W. J. “Coastal Demes of Attica” 1962 年
 「抽籤で」という伝説に疑問を示している (p. 140-141, 143)
 帰属方法を直接伝える史料は存しないので各トリッテュスの分布状況から推察する以外ないが、Lewis の Aigeis, Aiantis

の各沿岸、内地トリッテュスの隣接例に対する説明 (p. 35-36) また enclaves に対する説明 (p. 31-32) からみても隣接を認めめたのはトリッテュスがそれ独自の政治的軍事的機能を有しなかったことと偶然に抽籤によつた為と推測されるし、また enclaves についてもそれらの各地域に配慮を払った上で抽籤により帰属を決定したと考えられる。

(42) Ehrenberg, 515ff.

(43) Sikyon の例—Hdt. V-68, Kyrene の例—Hdt. IV-161.

(44) AP. 21-4.

(45) Sealey p. 169. —三党派抗争時代の各党派は異なつた地域的起源をもち、アッティカの地理的に異なつた農業事情が三党派の地域性と関連があると思われる。 vgl. AP 13-5, Plut. Theseus 13, Thuc II-15, 1, I-126.

(46) Bengtson, Bury, Grote, Hignett etc.

(47) Hdt V-72 にみられるような民衆の力が、貴族勢力と結合し一つの地域的団体に発展する可能性を彼が放置しておくはずがたかたかと思われる。

(48) Hdt I-59, 6.

(49) Hignett p. 108, vgl. Thuc VI-54, 5.

(50) cf. Hignett p. 177.

(51) Walker, E. M., C. A. H. IV 147-148ff. せいぜい Kleisthenes の個人的利益助長の為の手段と見る cf. Hignett p. 141. せいぜい Sealey p. 173 せいぜい Alkmaionidai の地盤が市域に

- あつたことを根拠に Alkmaionidai の利点を強調する。だが
 市域全体が彼らの積極的支持者から成っていたとは考えられな
 3—cf. Lewis p. 23 Hdt. i-59.
- (52) BS 975 は国家的問題の決定にも関与していたという。
 (53) マックス・ウェーバー前掲書二四七頁。
 (54) BS 878.
 (55) Hdt V-69 の示す理由は的を得ていない。
- (56) cf. Arist. Pol. 1319b19.
 (57) Lewis p. 39. n. 147—*τιμήναι* の語は AP. 21 *τιμήναι*
 二度使われ、また Arist. Pol. 1319b19 *τιμήναι ἀναγκασθέντων* の
 二語がみえる。
 (58) Hignett p. 156-157.
 (59) cf. Kienast p. 277, 280ff, Ed. Meyer op. cit. III² p.
 743, 748.

四、五百人評議会

(一) 評議会員の選出方法

Kleisthenes の為した改革の中でもう一つ顕著なものは五百人評議会の創設であるが、改革時の評議会員に対する選出方法については知られていない。しかし四世紀の碑文⁽¹⁾に記された選出方法から推定されるところによると、各区は定員の二倍にあたる人数の者を *πολιτοί* として予選し、この中から抽籤で *κλήρωσις ἐκ πολιτῶν* 選出したらしい。このよ
 うな方法がとられたとすると、区内における予選という形式において、区内の有力者—土地所有貴族が選ばれる可能性が
 多いだろう。⁽³⁾従って、改革当初の評議会員の中にはそのような貴族が多く含まれていたとも考えられる。後の盛時の民主
 政における制度をみてもわかるように予選という段階を踏んで選ばれる官職、あるいは民会において直接選挙によって選
 ばれる官職というものはかなり重要な役割を持つもので、ある程度の政治的能力を必要とする場合が多い。⁽⁴⁾それ故 Kleis-
 thenes が評議会員の選出方法に予選の制度を用いたとすれば、評議会の機能というものがかなり国政の重要な部分であ
 ったことを示すだろう。⁽⁵⁾同時に彼は、原理上は三〇才以上の全アテナイ市民に評議会員への門を開きながらも、実際はア

ツティカ各地に在住する貴族たちに対して有利な選出方法を与えたことになる。しかしまた彼は、抽籤という方法を併用することにより自己の政権維持に対する防壁を築いた。⁽⁶⁾

(二) 評議会の権限

改革当初における評議会の権限、また民会との関係を記した直接史料は残念ながら存在しない。だが四一〇年頃のものと思われる民主政復活時の一つの碑文 (I. G. 12 114) が出土し、その内容は評議会の権限を制限し、民会の主権を確立したものとされている。⁽⁷⁾ この法の内容が五〇一／〇年のものであることにはほとんど異論がなく、⁽⁸⁾ A.P. 22-2 において将軍の選出方法についての民会の権限が増長した点と⁽⁹⁾考え合わせても、この時期になって初めて民会の主権が確立したと考えられ、Kleisthenes の当初の改革から五〇一／〇年までの間には評議会が民会に優越する機関としての機能を果たしていたことになる。⁽¹⁰⁾ この法が成立した後にも Hdt. IX.5 にあるように、評議会が *ποροβολευματα* を作成する前の時点で評議会自身の決定が肯定的か否定的かにより民会へその問題を提出するか否かが決定される例がみられる。⁽¹¹⁾ おそらく四六〇年頃、評議会員の選出方法が抽籤になる前後まで評議会の、民会に対する優越のなごりは残り、それ以後評議会の機能の重要性も減退していったと考えられる。⁽¹²⁾

以上のことからみても、Kleisthenes は民会の定期的な開催を各プリュタネイスに一回認め、民会において大多数を占める民衆の満足を期待する一方では、評議会をそれに対する監視役におき、民衆の主権乱用を阻止した。民会において貴族と平民の個々の立場を認めた彼は、民会と評議会の関係においてもまた「個々の立場を認め全体の中に共存させ各々に平等の権利を与えていた。」(Thuc. VI-39) と言える。評議会の権限が民会主権へ移行するという経過は、古代社会の、貴族政から民主政への移行時期に共通にみられる過渡期的現象で、⁽¹³⁾ 五〇八／七年、五〇一／〇年の改革もこれにはずれるものではないが、アレイオス・パゴス会議の権威の存続を除いて、制度上、原理上、主権は民衆全体に平等に与えられてい

ながら、土地所有貴族にとって目にみえない利点が与えられていた事実が強調されるべきである。しかし彼は民衆の力の成長の速さを予期することはできなかった。五〇一—〇年の改革は彼の当初の改革の論理的・必然的結果であったが、当初の改革において培われた貴族と民衆の間の政治上の問題に対する関係—すなわち民衆の側からすれば、指導的人物に対する政治上の権限の委任、同時に監視、貴族の側からすれば民衆に対する指導的役割、民衆の主権乱用の阻止という関係はその後も随所にうかがわれるのである。⁽¹⁴⁾

註

IX 10-11.

(1) これらの碑文より、当時比例代表制が用いられたことが知られるが、四世紀の各区に対する割当て数は Kleisthenes の

予選について—AP. 8-1, 21-6, 22-5, 26-2, 30-2, 31-1, 35-1. 抽籤と選挙の使い分けについて—Jones p. 47.

時期とほとんど変えられていなかったとみられる。—Larsen. J. A. O, Representative Government in Greek and Roman History, 1955 (2ed. 1966) p. 7-8, p. 192-193 (Larsen) cf. AP 62-1, BS 898, 1153.

(5) Kienast 273ff.

(2) Hignett p. 150.

(6) Hignett, p. 230 選挙のみによれば土地の有力者が力をたぐわえることが予想されたが抽籤はその危険をとり除くと考えられる。なお評議会の選出方法は四六〇年頃から単なる抽籤に変えられ、同時にこの頃からきまりきった仕事にたったと言われる—BS1022.

(3) Jones, A. H. M. Athenian Democracy (Jones) p. 3.

(4) Hignett, p. 230-232, 244.

(7) Wade-Gery, "Attic inscription of the fifth century" B. S. A. XXXI, I (1932-33) p. 113-22f, Hignett, p. 153, 166, Larsen p. 15-16. 碑文の内容は評議会の誓約に関するもので、評議会は *δίκαιος πειρασμός* の意見を聞くことなしに独自の決定を為すこととせよと主張のものである。

直接選挙による選挙の例—AP 44-4, 61-1, 49-2, 43-1. cf. 61-7, 42-2~3, 46-1. このような重要官職の候補者を選ばせる例—Xen. Mem. III, iv-1, Dem. XIX 237, 282.

(8) Larsen p. 17, Beloch I₂ p. 167.

またギリシア人の「抽籤」についての観念については—Arist, Pol. 1294b7, 1317b20, Xen, Mem. I. 2, 9, cf. Dem. XXX-

(9) これ以後民会の直接選挙により選出されるようになった。

- (9) Larsen p. 17-18. はこの期間アテナイは代議制であったと
云ふ。
(11) Larsen p. 16 and n. 38.
(12) BS 1022.
(13) Larsen p. 20.
(14) 將軍と民衆の關係—Plut. Lys. 5, Xen. Hell. I 7, 1, Plut.
Perikles 23. Thuc. VII 48.

五 Kleisthenes の「貴族政」

Kleisthenes は民主政の創設者と称される反面、後世の人々から「Kleisthenes の『貴族政』」と表現されることがある。⁽¹⁾ その理由の⁽²⁾一つに、アルコン職に対する資格制限がありその選出方法が選挙によっていたことがあげられる。⁽³⁾ アテナイ人は官職に対する選出方法において、その官職の重要さの度合いによって抽籤と選挙という二つの方法を使い分ける術を熟知していたと言えるが、⁽⁴⁾アルコン職が民会において選挙されたことは、それが国家の重要官職で専門的な知識や能力を必要としたことを示している。⁽⁶⁾ 同時に後の將軍職に対してと同様、民衆全体の同意から発したものと見え、言ってみれば「貴族主義的要素を含んだ民主政」の一つの制度であった。五世紀のアテナイにみられるような「民主政」を支えていた一つの重要な礎石は Kleisthenes の「貴族政」と称される要素にあったとも言えよう。⁽⁶⁾ それを知るにはアテナイの人々の民主政への理想と、これをいかに現実の制度に反映していたかを考察しなければならない。

彼らの民主政に対する理想は、自由と平等⁽⁷⁾によって表現されるが、Ps. Platon, Menexenos の中に次のような一節がある。「主として今と同じような制度がその時存在した。すなわち貴族政であり、その下で我々は生活しその時以来ずっと

また Arist. Pol. 1317b20 に記されているように、官職にある者に対する民衆の監視がアテナイ民主政を支えているという意識があったと思われるが、このような「監視」の觀念については—Xen. Mem. II 1, 6, Aristoph, Knight, 1100, 1207#. cf. AP 59-2, Glotz. G., The Greek City and its Institutions, London 1929, p. 107-8, 178. (Glotz)

生活してきたのである。人はそれを民主政と呼ぶ。…しかし実際にはそれは大衆の承認をともなつた貴族政である。…彼らは最もすぐれていると思われ者たちに官職と権力とを授けている。他のポリスにおけると同様に誰も貧しきや生まれの卑しさの故に拒否されたりはしない。…ただ一つの基準があるのみである。すなわち、賢くすぐれている者が権力と支配を握るといふことである。」(238 c. d.) この理念は単に寡頭派的な哲学者の見解とは言いきれない。なぜならば十人の將軍の選出にみられるように、アテナイの政治制度においてみごとに現実化していたからである。⁽⁸⁾ Ephialtes の改革から三〇年あまり、極端民主政の下でアテナイの人々がその欠陥に苦しめられることなくその恩恵に浴することができたのは、彼らがその政策の形成や指導を昔から指導的役割を演ずる伝統を持った貴族たちに委ねていたからだとも言える。⁽⁹⁾ 民衆の力が未熟であつた時期はもちろん、Pericles 治下に彼らが自らの力を十分に自覚し自信を備えるだけになってからも、政治上の指導者を貴族から出すことに対して、彼らはなんのためらいも感じなかつたと思われる。…というのは、彼らは民会における自由な発言、投票において政治への参与の実感を味わえ⁽¹⁰⁾、たとえ彼らの選んだ者が不法に独裁的権力を行使しようとしても何時でもその者を免職することができる力を有していたからである。⁽¹¹⁾ すなわち、四二〇年代までのアテナイの民主政とは民意を反映した貴族階層の政治であり、その意味において「貴族主義的要素を含んだ民主政」と言える。そしてその萌芽は「Kleisthenes の『貴族政』」と称されるものの中に存する。またそれは、彼の新部族組織において貴族間の地域的結合は阻止されたものの、貴族個人々の勢力打破が為されなかつたことに帰因するのではないかと考えられる。彼は新しく政治的権力を与えられた *ostrakys* の風潮—すなわち、伝統的な貴族たちの指導力・能力に敬意を払う権利を委任する風潮をうまくあやつりながら、その基礎に立って彼自身の *anotokratia* を打ち立てたのであつた。⁽¹²⁾

次に六世紀末から五世紀において、アテナイの人々に分け持たれていたと思われるこのような民主政理念の現実化について、五〇一—〇年の改革を中心に考察する。

註

(1) Plut. Kimon 15, Aristides, 2, Isokrates VII 16, XV 232, XVI-27, cf. VIII 16, AP 29-3.

(2) 他の理由としてはアレイオヌ・パユス会議の權威が侵害を
 ねなうであったこと、また Solon の財産階級がそのまま維持
 されてきたことがある。

(3) vgl. Arist, pol. I 294b7, 1317b20, Xen. Mem I 2, 9. cf. Jones p. 47.

(4) Hignett p. 230-232, cf. Jones p. 47.

(5) 本稿四、註(4)参照。

(6) Thuc, II 37, 60-5 の Perikles の演説からみる平等に対
 する觀念で理想とされる所は不平等な者に平等が与えられるこ

とではなくその能力が重視されることであって、その意味にお
 いてアテナイ人は理論上も実際上も絶対的な平等主義者ではな
 かったと思われぬ。cf. Jones p. 45, Glotz, p. 205.

(7) Thuc II 36-41, Hdt. VII-104. cf. Glotz p. 128-151.

(8) Jones p. 49.

(9) Hignett p. 252.

(10) Jones p. 61.

(11) Plut, Lys. 5, Xen, Hell. I 7, 1. cf. Glotz p. 224-225.

(12) Hignett p. 157, 394. におけるように改革によつて重裝歩
 兵民主政が誕生したとするのはあまりに早急であり、彼が達成
 したとされる *teopolitia* はその内容において貴族に有利な *teopo-*
litia であり、またそれが彼の意図する所でもあったと言えよう。

六、五〇一／〇年の改革

(一) アルコン

アルコン職は Solon によつて民衆に開放されたが、⁽¹⁾ Kleisthenes の時代までのアルコンリストに名を連らねている者
 の多くは名門貴族であり、⁽²⁾ 五一〇年から四八七／六年までのリストにも、⁽³⁾ Hipparchos (496/5年), Themistokles (493/
 2年), Aristides (489/8年) 等の名がみられる。Hipparchos は Peisistratos 親族の一人であるが、⁽⁴⁾ 僭主制転覆後もア
 ッティカに留まっていた。それと同一のも、⁽⁵⁾ (Kleisthenes は)「僭主制転覆後においても、僭主一族であれ動乱の際に悪
 事に加担しなかった人々には、国内に住むことを許容して来た」(AP 22-4) からであった。このように Kleisthenes は

Isagoras 追放後も一僭主制下に Alkmaionidai が一時そうであったように—Peisistratos 一族の殘党に対して苛酷な手段に出ることなく、むしろ協調の形をとっていたものと思われる。同時にこの当時のアルコンは Solon の第一級から選ばれることになっていたが Hipparchos もこれに対して有資格者であったことになるので、彼ら一族の所有地にも手がつけられていなかったと考えられる。 Kleisthenes が貴族個人には圧力を加えることなく協調の姿勢を維持していたことがこの点にも伺えるのではなからうか。

貴族政社会において培われてきた、宗教や法の守護者としての貴族の役割⁽⁴⁾というものは Solon によってアルコン職に対する彼らの独占が原理上廃された後も、四八七／六年にその官職の選出方法が変更されるまで、比較的根本強く保たれていたと思われる⁽⁶⁾。しかし、選出方法の変化に伴い、アルコンは次第に国政における最高権威者としての地位も失なわざるをえなくなり、それに取って代わったのが將軍 *στρατηγός* であった。この將軍職⁽⁸⁾ *στρατηγία* はアテナイ盛時の民主政の特徴を体現しているとも言え、同時に Kleisthenes の諸改革の成果を包含するものとも考えられる。

(I) 將軍 *στρατηγός*

(a) 將軍と民衆

五〇一／〇年の改革による最も顕著な点は、將軍と民衆の間に一種の「信頼関係」が生じたことである⁽⁹⁾。すなわち將軍側にとっては *ποστέρας τοῦ δήμου* として民衆の支持を得ることが第一条件であったし、民衆側としては信頼できる人物を選ぶことが肝要であった。民衆が自らの代弁者として信頼できる有能な指導者に全権を委任する形は Kleisthenes の時期に遡ることができるが、彼の時期と Perikles の時期とでは民衆の力の国政全体に占める割合に相違がある。Perikles 時代の民衆は自らの力で信頼できる指導者を選び、権限を認め、監督していることを自覚していたし、指導者に対して不信の念を抱いた場合には何時でも免職できるという自信を備えていたと思われる⁽¹¹⁾。このような民衆主権の芽がまかれたの

が五〇一／〇年の改革であり、これは五〇八／七年の新部族制改革の論理的必然的結果であったと言えよう。そしてこれ以後、將軍は、言わば民会と評議會をつなぐパイプの役割を果たし、⁽¹²⁾両者の緊密な結びつきがある限り、また將軍たちが民衆の自由と平等の体現者である限り、アテナイ民主政は正常な道を歩むはずであった。Kleisthenesの、アテナイ民主政に与えた現実的基盤とは、この將軍と民衆との関係において明確に表現されると言える。

(b) 將軍と貴族

將軍職に対する資格制限を伝える史料は存せず、⁽¹³⁾アテナイに市民権を持つ人々全体に開かれていたとみなせるのに、それは、四二五年 Kleon が選出されるまで知られる限りは名門貴族によって占められた。⁽¹⁴⁾將軍選出にあたって、一般民衆がどのような者を適任と考えたかということが問題であるが、Ps. Xen., A. P. I-3⁽¹⁵⁾からみるに、彼らは自らがその官職に就くことを欲せず、むしろそれらを有能な人々の手に委ねた方がより多くの利点のあることを悟っていたと思われる。ここからみても將軍職のような重要官職は、⁽¹⁶⁾制度として一定の社会層に制限されていたのではなく、事実上それらの者にとっておかれたと考えられる。

そのような貴族たちは名門の強みを持つと同時に富裕な土地所有者であった。⁽¹⁷⁾五世紀においてさえ大きな富の中心は土地にあったが、それは貴族の家に集中していたと言われる。経済上の発展により商工業において獲得された資力が相続された土地財産と同等の価値を持つまでに到ったのは五世紀も末に近づいてからのことである。⁽¹⁸⁾そのような貴族の所有地に対して変革が加えられたのは国内的な制度改革によってではなく、⁽¹⁹⁾外的な、敵の侵入という現実によってであった。彼らはペロポネソス戦争において初めて土地という生活基盤を失うに到った。

また、名門貴族の將軍たちのうち所属区の知られる者のほとんどは市域または市域近郊の区に属していた。⁽¹⁹⁾区の所属は Kleisthenes によって世襲とされており、従って彼らの所属区名は Kleisthenes の改革時における彼らの父祖のそれで

ある。彼らは新部族制度において明らかに恩典を与えられ、部族会、民会における優位を保證されると同時に、五〇一／〇年の改革によって將軍職が重要性を増した後は、そこにおいて格好の活動の場を見出ししたのであった。⁽²⁰⁾五〇一／〇年の改革は Kleisthenes の当初の改革の論理的必然的結果であると共に、五世紀における盛時のアテナイ民主政の眞の支柱を与えたものと言える。四二五年、非貴族の Kleon が將軍に選出された時、Kleisthenes の与えたアテナイ民主政の基盤はその根本から變質を余儀なくさせられたと言えるのである。

註

- (1) BS 887. vgl. AP 8-1, 22-2, 26-2, 55-1. Arist, pol 1274 a1.
- (2) BS 843 n. 2 ex. Damasias, Hippokleides, Miltiades, Isagoras etc.
- (3) ヘルンロントと Beloch I₂ p. 169-170 によらる。Themistokles—Hignett p. 183. BS 843 n. 2. これと対し Ed. Meyer, op. cit. III¹ p. 310 には「彼の母族の解釋」を以てしるゝが証拠が乏し。
- Aristeides—Plut. Aristeides 25, 6. BS 952 n. 4, 841, n. 4, 843, n. 2.
- (4) Plut. Theseus 25.
- (5) AP 22-5, Wade-Gery p. 104-105.
- (6) 此條の語句は Wilamowitz, Aristoteles und. ii 93.
- (7) AP 26-2, BS. 898, cf. Wade-Gery P. 105-106.

クレイステネスの改革に関する一考察

(8) 設置時期は明確ではないが、Kleisthenes の新部族制改革と共に確認される。

(9) 將軍はヘルンロンと違つて再任が許された。

—AP. 62-3, BS1069 and n. 1.

(10) 彼は *ἀποκράτωρ* として改革を実施できたと思われる。

—Wade-Gery p. 143-146. 將軍の *ἀποκράτωρ* としての特權が認められた例—Themistokles (480年)—Aristeides (479年)—

Plut, Aristeides 8. 1, 11. 1.

Alkibiades (407年)—Xen. Hell. i. 4. 10. cf. Thuc. II-13, 1.

I-116, 1. VI-8, 2.

(11) これを以て四三〇年の Pericles—Thuc. II-66.

(12) 將軍が評議会員でもつたことは、Hignett, p. 246, BS

474, 1026 n. 5. これに對し、Hignett は、Hignett の

—Headlam, J. W., Election by lot at Athens, Cambridge

1933, p. 72.

評議員のみが動議を提出できるとして、Hartel の解釋 (Hig-

1933, p. 72.)

nett p. 245 引用)が正しければ、彼らは評議会員であつたらう。

Deinarchos i-71.

(31) Beloch II, p. 162.

(32) Beloch II, p. 162-163.

(14) Kienast 280ff, Beloch II, p. 162-164.

(37) Beloch II, p. 260-265, cf. Sealey p. 173-4.

(15) ὅτε τῶν στρατηγῶν κληροφ οὐραυ εἴσι κρηνα μερεῖναι
ὅτε τῶν ἑταροχίτων... γυρ ὄκει γὰρ ὁ ἀγῆιος ὄτι τὰ ἐτα ὄπελε-
ῖται ἐν τῷ μῆ ἀδρός ἀρχειν ταῖτας τὰς ἀρχάς, ἀλλ' ἐὰν τοὺς
δουρατοδρους ἀρχειν.

Perikles 卅 Choragos 卅 Kimon 卅 Lakiadai 卅 所
屬、因みに四三三〇年の將軍たちのうち所屬 卅 の判別するも
〇々々々々々 Euonymei, choragos Lakiadai Aixone 卅 共
に市域または市域近郊の 卅 である。

(16) vgl. Thuc VI-89, V-43.

(20) Wilamowitz, op. cit. ii 88.

(17) Glotz p. 177, Jones p. 42, 55. ex. Kimon, Perikles, cf.

結

以上、Kleisthenes の為した改革の個々の面に焦点をあてつつ、アテナイ民主政に与えたその現実的基盤の内容を吟味してきたが、彼はその諸改革において、制度上は全市民に平等に主権を与えながら、事実上は明らかに貴族たちに恩典を施し、彼らの伝統的な権利を保護したと言える。盛時のアテナイ民主政にみられるような制度と現実の矛盾を引き起こす種をまいた人物こそ Kleisthenes その人であったと言えるよう。

このような状況は、前四世紀のローマにおけるノビレス nobiles の支配を想起させる。近年アテナイの民主政は古代社会において特異な地位が与えられ、そこにおいて実現された万民平等の精神が大きく評価される傾向にある。しかし、Kleisthenes によってその基盤を与えられた盛時のアテナイ民主政においてさえ、ローマのノビレス支配に対応しうるような状況が存在していたとは言えないだろうか。たしかにアテナイにおいてはローマにおけるようなノビレスと非ノビレ

スの間の明瞭な階層区分は存しない。けれども、將軍のリストをみる時、なにかそこに共通したものがあるように思える。⁽¹⁾ 言ってみれば、両方の場合において、民主政の建て前をとりながら実質的には「貴族政」とも称すべき政治が行なわれていたという事実に通性が見い出せるような感を持つのは誤りであろうか。この問題は再考の必要があると言えよう。

ともかく Kleisthenes が達成したとされる *isonomia* の重心は貴族の側に置かれていたと言えよう。それ故「Kleisthenes の『貴族政』」と称されるような「貴族主義的要素を含んだ民主政」(あくまで民意を反映した上でのものであるが)こそ盛時のアテナイ民主政の本質であったと言えるのではないだろうか。それでこそ彼の「民主的」な改革の精神は「個々の立場を認め、また全体の中に共存させ、各々に平等の権利を与えている。」(Thuc. VI-39)という中に、端的にあらわされていると考えられるのである。

註

(1) 三六七年まで封鎖的身分を形成していた Patrici が Plebs への政權開放という差し迫った状況変化に対して Plebs の中の少数の principes plebis を仲間に加えることにより自らの政治的地位を維持しようとしたと思われる。—Abbott, F. F., A History and Prescription of Roman Political Institutions, 3ed. New York 1963 p. 47-48 は、ノボロスの政治を

“a new patricio-plebeian aristocracy”と述べている。彼らは政務官職を自己の道具と化し、民会をも思いのままに操ることができた。このような支配は、四二〇年代までのアテナイの現実—將軍が目にもみえない所で自らの貴族の地位を有効に利用し民衆の信用をひとたび得ると、民会をも動かし得るだけの力を有するようになった現実と共通性を持つのではないかと思われる。